

## 1 はじめに

この法政基礎論 B は基礎法学の入門科目です\*1。法学のうち、現在通用している法令（＝実定法）を直接の研究対象とする分野を実定法学といい、実定法学以外の分野を基礎法学といいます。基礎法学には、法理学（法哲学）、ローマ法学、法制史学、法社会学、比較法学、外国法学、法と経済学などがありますが、本学の法学類と法学研究科では法理学（足立英彦）、東洋法制史（中村正人）、日本法制史（丸本由美子）、外国法（東川浩二）の授業が、また法学類で西洋法制史（櫻井利夫）と法社会学（土屋明広）の授業が開講されています。これらのうち、法学類・法学研究科の専任教員が担当する法理学、東洋法制史、日本法制史、外国法の導入的な内容をお伝えし、それぞれの分野のイメージを皆さんにつかんでいただくことがこの授業の目的です。これらの4科目のうち、法理学・東洋法制史・日本法制史は法学類総合法学コースの、外国法は企業関係法コースの選択必修科目ですが、他コースでは選択科目です。そのためか、毎年の履修者はそれほど多くなく、とても残念に思っています。基礎法学は実定法学の学習だけでは得られない、法学の深層を学ぶ学問です。みなさんの法学の知識にさらに奥行きを与えるために、3,4年次には基礎法学の科目も積極的に履修していただければと思います。

この法政基礎論は人文学域の共通科目ですので、他学類の方にも履修していただいています\*2。基礎法学は法学の一分野ですが、それと同時に基礎法学のそれぞれの分野は、他の人文社会科学系の諸分野と密接な関係があります。法理学（法哲学）は哲学に、ローマ法学や法制史学は歴史学に、法社会学は社会学に属するともいえますし、比較法学や外国法学は他国の文化・社会・言語を研究する諸分野の知識を、法と経済学は経済学の知識を必要とします。このため、他学類・総合教育部の皆さんが基礎法学を学ぶことによって得るものはあると思われますし、また、基礎法学を通してさらに法学への関心を持っていただくことも期待しています。

## 2 法理学

今日と次回の2回に渡って、私の専門分野である「法理学」の導入部分についてお話しします。関心をもっていただけたら、ぜひ、法学類の「法理学」を履修し、より深く学んでいただければと思います。

法理学は、実定法学や、法理学以外の基礎法学の諸分野とは根本的に異なる点があります。それは問の立て方です。実定法学や法理学以外の基礎法学の共通の問いは「何が法か？」です。もちろん

---

\*1 法学全体の入門科目としては、毎年 Q1（今年度は Q2）に開講している「法学概論」があります。

\*2 2020年度の履修者数は以下の通りです。人文15、法124、経13、学教8、地創5、国際11、総合教育部（文）9名。

ん、実定法学は「何が我が国の法か？」を問い、法制史学は「何が我が国の、または特定の外国の法であったか？」を問い、外国法学は「何が（当該）外国の法か？」を問うといった違いはありますが、これらの学問分野は、各国の現在の、または過去の実定法の体系を「法」として想定し、それが厳密にはどのようなものであるかまでは問いません。各国の現在の、または過去の法令の条文、それらの解釈、または個々の事件における法的判断が各国の法体系に属するか否か、すなわち法であるか（あったか）否かを問うのです。

法理学は、実定法学や他の基礎法学諸分野が突き詰めては考えない問と取り組みます。その問は「法とは何か？」です。法と呼ばれる対象—それには自分の国の現行法だけではなく外国の法も、国際法も、過去や未来の法も含まれるでしょう—に何か共通の性質、すなわち本質があるのか、あるとすればそれは何なのかを考えることが、法理学の課題なのです。実定法は時代や場所によって異なります。法理学の対象は、時代や場所によって異なる、法の本質的な部分です。法の変りうる部分と変わらない部分の両方を学んではじめて法を学んだといえるでしょう。そのため、実定法学の諸分野や他の基礎法学と合わせて、法理学をぜひ学んでいただきたいと思います。

### 3 規範

法理学は「法とは何か？」という問に答を与えようとする試みです。ところで、その答についての仮説がないと話を進められませんので、以下では「法とは規範の集合である」という仮説を立て、規範についての説明を行います\*3。

#### 3.1 様相

規範 (norm) とは、規範文の意味内容です。たとえば、「煙草を吸うことを禁止する」と「煙草を吸うことは許されていない」は異なる文ですが、意味内容は同じです。このように同じ一つの規範を複数の異なった規範文で表すことができるので、規範は規範文よりも基礎的な概念だといえます。したがって規範と規範文は異なる概念なのですが、この授業の範囲内では両者を区別するメリットがないため、以下では規範文を意味する場合も規範と呼びます。

規範 (= 規範文) と他の文は、前者は「義務様相」(deontic modality) を含むが後者はそれを含まないという違いがあります。義務様相とは様相 (modality) の一解釈です。様相とは文に対する話者や書き手の態度を表すもので、ヨーロッパ言語では法助動詞 (modal auxiliary verb) で表現されます。法助動詞は文脈に応じて様々な意味で解釈されます。代表的な法助動詞 *must* と *may* を例にとり、それぞれの代表的な意味を表にまとめると以下のようになります。

	<i>must</i>	<i>may</i>
真理様相 (alethic modality)	It is necessary that ( $\square$ )	It is possible that ( $\diamond$ )
義務様相 (deontic modality)	It is obligatory that ( $O$ )	It is permissible that ( $P$ )

\*3 法規範は他の規範 (道徳規範、宗教規範など) と比べると、前者は「権利」を含意するが後者はそれを含意しないという違いがあります。

□ は必然性を、◇ は可能性を、 $O$  は義務を、 $P$  は許可を意味する記号（義務演算子といいます）です。

### 3.1.1 真理様相と義務様相

真理様相と義務様相の違いを「可能世界」という概念を使って説明します\*4。この世界のことを考えてください。たとえば、あなたは自宅で Zoom を利用して法政基礎論 B の授業に出席しています。教員が何やら抽象的で難解な話をしています。窓の外では雪が降っています。近くのスーパーでは買い物客が夕飯の材料を購入しています……。このような出来事を含む無限の出来事の集まりがこの世界を構成しています。さて、この世界のほかに、少し違った世界を想像してください。たとえば、あなたがこの授業を欠席している世界、教員が明快で知的好奇心を刺激する話をしている世界、晴れている世界、近くのスーパーが定休日で閉まっている世界等です。この世界と 1 つの出来事だけが違っている世界から、すべての出来事が違っている世界まで、私たちは無限の数の世界を想像することができます。現実世界と、それとは異なった想像上の世界を、それぞれ「可能世界」(possible world) と呼びます。現実世界も可能世界の一種です。

さらに、各可能世界間の関係を表現するために、到達可能性 (accessibility) という概念を導入します。ある可能世界  $w_1$  から他の可能世界  $w_2$  へ到達できることを  $w_1$  から  $w_2$  へ到達可能、できない場合を到達不可能といいます。とりあえず、 $w_1$  の出来事を少しだけ変えることによって  $w_2$  に移れることを到達可能、あまりに違いすぎるので移れないことを到達不可能と呼ぶ、というように理解しておけばよいでしょう。

さて、「……は必然的である」(must) や「……は可能である」(can) という様相 (法助動詞) を含む文は、可能世界と到達可能性という概念を使って以下のように言い換えることができます。以下では、 $A$  は一つの文を表します。

- ある世界  $w$  において  $A$  であることは必然的である ( $\square A$ ) :  $w$  から到達可能なすべての可能世界で  $A$  である。
- ある世界  $w$  において  $A$  であることは可能である ( $\diamond A$ ) :  $w$  から到達可能な可能世界のうち少なくとも一つの世界で  $A$  である。

上記の場合、到達可能な「すべての可能世界」にはこの世界  $w$  も含まれるとします。たとえば  $A$  を「私は人間だ」という文だとします。「私」は皆さん自分自身だと考えてください。「私が人間であることは必然的だ」(=人間であることは私にとって本質的だ) の自然な解釈は、想像上の世界だけではなくこの現実世界でも「私は人間である」というものです (皆さんは人間ですよ?)。です。この「私が人間であることは必然的だ」という文はこの世界のあり方についても言及しており、そのことを、「この世界からこの世界に到達可能だ」と言うのです。

他方、must や may を義務に関する様相として読む場合は、この世界からこの世界には到達不可

---

\*4 以下の 3.2 までは可能世界意味論を使った規範論理学の入門的な説明です。より詳しく学びたい方は三浦 (2017) の 1, 2 章を参照してください。井上 (2018) もお勧めです。

能であると考えていることとなります。まず、上記と同じように、「・・・は義務的である」(must)と「・・・は許されている」(may)という義務様相を含む文を言い換えてみます。

- ある世界  $w$  において  $A$  であることは義務的である ( $OA$ ) :  $w$  から到達可能なすべての理想世界で  $A$  である。
- ある世界  $w$  において  $A$  であることは許されている ( $PA$ ) :  $w$  から到達可能な理想世界のうち少なくとも一つの世界で  $A$  である。

様相を真理に関するものとして解釈する場合と義務に関するものとして解釈する場合には少なくとも以下の2点の違いがあります。

第一に、様相を真理様相として理解する場合はすべての可能世界を想定します。これに対して義務様相として理解する場合は、可能世界のうち、この世界にとって理想的な世界のみを想定します。たとえば「この世界において、私は人を殺してはならない(私は人を殺さないことは義務的である)」という文を言い換えれば、「この世界から到達可能なすべての理想世界において私は人を殺さない」となります。非理想世界(悪い世界)において私は殺人事件を起こしているかもしれませんが、だからといって「私は人を殺してはならない」という文が誤りになるわけではありません。

第二に、様相を真理様相として理解する場合、この世界も到達可能な可能世界の一つと考えますが、義務様相として理解する場合は、この世界は理想世界ではないと考えます。「私が人間であることは必然的だ」という文は、この世界で私が人間であることをも含意していると解するのが自然です。これに対して、「私は人を殺してはならない」という文は、この世界で私が人を殺さないことを含意しません。つまり、誰かを殺しているかもしれませんが、この世の出来事と「私は人を殺してはならない」という規範とは無関係なのです。

### 3.1.2 自然科学と規範科学

ところで、一般に自然科学と呼ばれている諸分野と、法学、神学に代表される規範科学は、一般的には互いに全く無関係であると思われるかもしれませんが。しかし以上の説明を踏まえると、両者に共通点があることを説明できます。

自然科学と規範科学の共通点は、ともに様相を含む文を対象とすることです。たとえば地震学者は、「大陸プレートが動く ( $A$ ) ならば、地震が起こる ( $B$ ) に違いない」( $\Box(A \rightarrow B)$ ) という文を仮説として立て、これが正しいことを、すなわち自然法則であることを証明しようとしています。これに対して法学者は、たとえば、「他人の権利を侵害したならば、それによって生じた損害を賠償しなければならない」( $O(A \rightarrow B)$ ) という文を仮説として立て、これが正しいことを、すなわち法規範であることを証明しようとしています。どちらの文も様相(modality)を含んでいるという点では同じです。

自然科学と規範科学の異なる点はその様相の解釈です。自然科学において様相は真理様相を意味し、規範科学において様相は義務様相を意味します。このことは、両者の学問の方法の違いに現れています。自然科学の様相は真理様相ですので、この世界で  $\Box(A \rightarrow B)$  であることは、この世界で  $A \rightarrow B$  であることを含意しています。このため、もしこの世界で  $A \rightarrow B$  が正しくなけれ

ば、そのことを根拠に  $\Box(A \rightarrow B)$  も正しくないことを証明できます。つまり、実験や観察によって  $A \rightarrow B$  が否定されるならば、 $\Box(A \rightarrow B)$  という仮説は正しくなく、自然法則でもないということを証明できるのです。たとえば、もし大陸プレートを観察できるようになり（今は観察できませんが）、大陸プレートが動いたのに地震が起こらないという事実が観察されるならば、仮説は否定されたことになるのです。これに対して、規範科学の様相は義務様相であり、規範  $O(A \rightarrow B)$  は現実世界が  $A \rightarrow B$  であることを含意していません。このため、たとえばある人が他人の権利を侵害して、その損害賠償をしなかったとしても、そのことでもってこの規範が否定された事にはならないのです。法学などの規範科学においては実験や観察が無用であることがお分かりいただけると思います。

### 3.2 義務様相

次に *must*（必然・義務）と *may*（可能・許可）の関係について説明します。たとえば「煙草を吸わないことを義務づける」（ $O\neg A$ ）は「煙草を吸うことを許さない」（ $\neg(PA)$ ）と同じ意味です\*5。同様に、作為義務・不作為義務・作為許可・不作為許可を言い換えることができます。以下の表の空欄を埋め、さらにそれぞれの規範を日本語で言ってみてください（たとえば  $OA$  は、「A であることが義務づけられている」。）

	O	P
作為義務	$OA$	
不作為義務	$O\neg A$	$\neg(PA)$
作為許可		$PA$
不作為許可		$P\neg A$

1行目と4行目、2行目と3行目の関係に注目してください。それぞれ互いに、一方を否定すると他方になる、という関係があることが分かります。たとえば1行目の  $OA$ （税金を払うことを義務付ける）を否定すると4行目の「 $\neg(OA)$ 」（税金を払うことを義務づけない）になりますが、これは  $P\neg A$ （税金を払わないことを許す）と同じ意味です。2行目と3行目にも同様の関係があります。

上記の四つの規範の相互関係を以下の図で表します（板書します）。

---

\*5  $\neg$  は否定を意味します。

先ほど述べたように  $OA$  と  $P\neg A$ 、 $O\neg A$  と  $PA$  は互いに否定の関係にあります。他に、 $OA$  と  $O\neg A$  の間には「反対」の関係が、 $PA$  と  $P\neg A$  の間には「小反対」の関係が、また、 $OA$  は  $PA$  を含意し、 $O\neg A$  は  $P\neg A$  を含意しますが、これらについては説明を省略します\*6。

同じことは真理様相についても当てはまります。先ほどと同様に空欄を埋め、それぞれの真理様相文を日本語で言ってみてください。

	$\square$	$\diamond$
必然	$\square A$	
不可能	$\square\neg A$	$\neg(\diamond A)$
可能		$\diamond A$
非必然		$\diamond\neg A$

上記の4つの真理様相の関係も、先ほどの義務様相の場合と同様です（板書します）。

日本語には法助動詞がありません。日本語では「・・・しなければならない」という表現が義務様相の must に相当します。これまで習った知識をふまえると、この「・・・しなければならない」の構造も理解することができます（板書します）。

---

\*6 詳しくは「法理学」（毎年開講）と「特講（法論理学）」（隔年開講の予定、次回は来年度）の講義で説明します。

### 3.3 規範の「正しさ」

先ほど、自然科学と規範科学は、様相を含む文を対象とし、その正しさを証明しようとする点が共通していること、また、自然科学においては実験や観察によってその文が間違っていることを証明できることを指摘しました。これはすなわち、自然科学においては仮説の絶対的な正しさを証明することはできないものの、それを検証できること、すなわち実験や観察を繰り返して間違いが明らかにならない限り、とりあえず正しいものとみなせることを意味しています。ところで法学や倫理学のような規範科学においては、それが対象とする規範が現実世界のあり方を含意していないため、自然科学のように実験や観察によってその誤りを証明することができません。ではどうすればよいのでしょうか？ この講義は法理学への導入のための授業ですので、規範一般ではなく法規範に限定して、それが正しい（だから従うべき）と言えるための3つの条件を挙げておきます。

第一に、互いに両立しない法規範は、どちらか一方を不正とみなし、それに従う必要はないと考えるべきです。たとえば、「煙草を吸うことを禁止する」という規範と、「煙草を吸うことを許す」という規範は互いに否定の関係にあり、両者にもともに従うことはできないので、いずれか一方を不正とみなす必要があります。二つの法規範が両立しない場合にどちらを優先させるべきかについては、「上位法は下位法より優先する」「後法は前法より優先する」「特別法は一般法より優先する」という法原理に従って判断します。

第二に、法規範を定める権限のない者が定めた規範は、規範の形をしていても少なくとも法規範とはみなされません。例えば法律という一般法規範（すべての人を名宛人とする法規範）を定める権限を有しているのは国会だけです（憲法 41 条）、判決という個別法規範（特定の人を名宛人とする法規範）を下せるのは裁判所だけです（憲法 76 条 1 項）。一私人が「法律」や「判決」を書いたとしても、それが法律や判決になるわけではありません。

第三に、これは論者によって立場が分かれるのですが、両立しない規範がなく、かつ、権限を有する者が定めた規範であっても、あまりに正義に反するものを法規範として認めることはできません。

上記の条件のうち、三つ目の条件は、そもそも「正義とは何か」という問の答えがあることを前提とします。この点については次回の授業で説明します。

### 参考文献

三浦俊彦 (2017) 『改訂版 可能世界の哲学：「存在」と「自己」を考える』, 二見文庫, 二見書房.  
井上真偽 (2018) 『その可能性はすでに考えた』, 講談社文庫, 第 [い 144-1] 号, 講談社.